



地域の子育てを **応援** してください！

檀原市ファミリー・サポート・センター

援助会員 大募集！！

ファミリー・サポート・センター事業とは？

子育てを支援してほしい人（依頼会員）と
子育てを応援したい人（援助会員）が会員になり



センター事務局 が会員の中から条件や要望に合った人を紹介し
地域で会員同士が助け合えるよう支援する活動です。

仕事や出産、通院など様々な用事で
子どものお世話ができない時
地域で助けてくださる方がいたら・・・

近くに頼れる人が
いなくて不安・・・



**援助会員は、このような困りごとの手助けをする
有償ボランティアです。**

あなたの空いた時間を
地域の子育て支援に使ってみませんか？

資格のない私にも
できますか？



現在、援助会員が
不足しています！

大丈夫です！！

- ・子どもが好き！
- ・子育て中の方の力になりたい
- ・時間に余裕ができた
- ・空いた時間を使って社会貢献がしたい

ひとつでも当てはまる方は、
ぜひお問い合わせください！



〔問い合わせ先〕

かしはらナビプラザ3階 こども広場
(☎ 0744-47-2330)
檀原市子ども家庭相談室
(☎ 0744-47-3707)



橿原市ファミリー・サポート・センター

援助会員の条件

- 橿原市在住でファミリー・サポート・センター事業に賛同していただける方
- 心身ともに健康で、子育てに理解のある20歳以上の方
- 経験・資格は問いません



< 会員登録には説明会と講習会の受講が必要です >

開催日：毎月 第1木曜日 13:30～15:00

開催日は月により変更があり、詳細は橿原市のホームページでご確認ください。

開催日に都合の悪い場合は、臨時説明会を行いますのでご相談ください。

場 所：かしはらナビプラザ3階 こども広場

説明会：ファミリー・サポート・センター会則について

講習会：「子どもの発達と病気」「事故防止について」

※上記に加え、消防署で実施する普通救命講習の受講が必要です。

持参物：会員登録と会員証発行のため、会員になる方の写真（縦3cm×横2.5cm）2枚

援助活動の流れ

- ①センターは、援助会員に電話で依頼内容を伝え、援助が可能かどうかお伺いします。
- ②援助が可能であれば、依頼会員に援助会員の名前と電話番号を伝え、依頼会員が直接電話して事前打ち合わせの日時と場所を決めます。
- ③援助会員と依頼会員は、お子様同席で打ち合わせをし、援助の内容や方法などについて細かな取り決めをします。
- ④援助会員は、依頼会員から依頼された日時に援助活動を行います。
- ⑤料金は、依頼会員が直接援助会員に支払います。
- ⑥援助会員は、活動が終了したらセンターに報告書を提出します。



★利用料金

区 分		報酬額 (こども一人につき)
平日 (月～金)	8時～18時	一時間当たり 600円
	上記以外の時間	一時間当たり 700円
土・日・祝 年末年始(12/29～1/3)	終日	一時間当たり 800円

こんな依頼があります！

- ・ 保育園にお迎えに行き
依頼会員宅へ送る
- ・ 保護者に用事がある時
援助会員宅で預かる
- ・ 学童に迎えに行き
習い事に送って行く
など